

令和8年度初級パラスポーツ指導員養成講習会実施要項

- 1 趣 旨 障がいのある方々へのスポーツ・レクリエーションの振興・普及を通じてその健康の維持・増進や社会参加を進めるために、専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成と資質、指導力の向上を図る。
- 2 主 催 公益財団法人千葉県スポーツ協会
- 3 共 催 千葉県
- 4 後 援 公益財団法人 日本パラスポーツ協会
- 5 協 力 千葉県パラスポーツ指導者協議会
- 6 実施日程 令和8年11月 7日(土) 9:20~17:00(講義)
11月 8日(日) 9:30~16:50(講義)
11月14日(土) 9:30~15:30(実技)
11月15日(日) 9:30~15:40(講義)

※本講習会は(公財)日本パラスポーツ協会公認資格取得講習会となります。

7 講習科目及び時間 【全21時間30分】

【講 義】

- (1) スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質 【1時間30分】
- (2) パラスポーツの意義と理念 【1時間30分】
- (3) 全国障害者スポーツ大会の概要 【1時間30分】
- (4) パラスポーツ推進の取り組み 【1時間30分】
- (5) パラスポーツに関する諸施策 【1時間30分】
- (6) 安全管理 【1時間30分】
- (7) 各障がいの理解
- ア 身体障がい 【3時間】
- イ 知的障がい 【1時間30分】
- ウ 精神障がい 【1時間30分】
- (8) コミュニケーションスキルの基礎(演習含む) 【1時間30分】

【実 技】

- (1) 各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫 【3時間】
- (2) 障がいのある人との交流 【2時間】

- 8 会 場 千葉県ハーモニープラザ 千葉県中央区千葉寺町 1208 番地 2
(講義) 11月7日(土)・8日(日)・15日(日)
千葉県中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館 講習室3
※千葉県ハーモニープラザ2階
- (実技) 11月14日(土)
千葉県障害者福祉センター多目的ホール(室内)
※千葉県ハーモニープラザ1階

- 9 受講資格 (1) 令和8年4月1日現在、18歳以上
(2) パラスポーツの振興、指導に意欲を持ち、現在実践されている方、及び今後実践しようとする方。
(3) 4日間の講習全てに参加でき、パラスポーツ指導員資格を所持していない方。
(4) 全課程修了後、(公財)日本パラスポーツ協会に初級パラスポーツ指導員の資格申請を行う方。
(5) 千葉市で行われる障害者スポーツ大会や、パラスポーツ教室等にボランティアとして参加できる方。
- 10 定 員 40名 (応募者多数の場合は主催者側において抽選により受講者を決定します。
なお、市内在住・在勤・在学者及び市スポーツ関係団体を優先します。)
- 11 参加経費
千葉市在住・在学・在勤 無 料 (テキスト代は、主催者にて負担します。)
上記以外 3,500 円 (テキスト代内訳 競技規則集 1,000 円, 教本 2,500 円)
- 12 申請費用
9,300 円 (申請・認定料 5,500 円, 年度登録料 3,800 円)
※(公財)日本パラスポーツ協会への資格認定申請には、認定料等として 9,300 円 (全額個人負担)が必要です。
- 13 申込方法 別紙受講申込書に必要事項を記入し、下記に持参または郵送、FAX、メールにて申
込ください。
- 14 申込期間 令和8年7月1日(水)～9月30日(水) 必着
- 15 申込先(問合せ先)
公益財団法人千葉市スポーツ協会
〒260-0025 千葉市中央区問屋町1番20号 千葉ポートアリーナ内
電話: 043-312-0605 FAX: 043-312-7076
E-mail: paraspo-con@chibacity.spo-sin.or.jp
- 16 受講決定 受講可否の通知文書を10月9日(金)までに発送します。
- 17 資格認定 (1) 全課程を修了した方に修了証書を授与します。
(2) 修了証書を受領された方については、(公財)日本パラスポーツ協会公認初級パ
ラスポーツ指導員資格認定申請を主催者より一括して行います。
- 18 その他 (1) 受講者は、筆記用具及び実技用の運動着、室内用運動靴等持参してください。
(2) 講義における遅刻、早退は未修了の扱いとなることがあります。
(3) 講師等は都合により変更となる場合がありますので、ご了承ください。
(4) (公財)日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員は、日本パラスポーツ協
会に登録することによって、活動地の指導者協議会の会員となります。翌年度以降
に登録を継続する場合、毎年度登録料として 3,800 円が必要となります。